

中野市空き家活用等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家の有効活用に資する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 中野市空き家バンク事業実施要綱（平成26年中野市告示第31号）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (2) 登録空き家 空き家バンクに登録されている空き家をいう。
- (3) 定住 永く住むことを前提に本市に住所を有し、生活の本拠を置くことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 自らが所有する登録空き家を売却又は賃貸するに当たって実施する家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等を行う事業（以下「空き家活用事業」という。）
- (2) 自ら居住する目的で購入又は賃借した登録空き家に係る改修工事を行う事業（以下「空き家改修事業」という。）

2 前項に規定する事業の工事等を施工する者（以下「施工業者」という。）は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主でなければならない。

3 補助金の交付は、第1項に規定する事業ごとに同一の住宅に対して1回限りとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業に応じ当該各号に定める者で、市税を滞納していないものとする。

- (1) 空き家活用事業 登録空き家及びその土地に係る所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する者（以下「所有者等」という。）
- (2) 空き家改修事業 定住するため登録空き家を購入又は賃借した者で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 市外から転入して1年以内であること。

イ 購入又は賃借した登録空き家の所有者等の3親等以内の親族でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 市で実施している他の住宅に関する助成制度の交付の対象となっている工事等に要する経費

(2) その他市長が適当でないとする経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中野市空き家活用等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 工事箇所の施工前の写真

(3) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員が記載されている住民票の写し

(4) 市税の納税証明書

(5) 施工業者が法人の場合は、登記事項証明書又は営業証明書、個人事業主の場合は住民票の写し

(6) 空き家改修事業であって賃借の場合は、次に掲げる書類

ア 賃貸借契約書の写し

イ 確認書（様式第2号）

(7) その他市長が必要とする書類

2 前項第3号から第5号までの提出書類については、申請者及び施工業者が、市で保有する情報を確認することについて、同意した場合にあっては、省略することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により申請した内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、中

野市空き家活用等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに中野市空き家活用等事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業に要した工事等の代金請求書又は領収書の写し
- （2） 事業実施状況を確認できる写真（空き家の外観及び事業実施箇所）
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、中野市空き家活用等事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 空き家活用事業において、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 交付決定を受けた日から3年以内に補助金の交付を受けた登録空き家に係る空き家バンクの登録が取り消されたとき（空き家バンクを活用し、登録空き家に定住を希望する者に売却又は賃貸したことにより登録を取り消されたときを除く。）。
 - イ 交付決定を受けた日から3年以内に補助金の交付を受けた登録空き家を取り壊し、若しくは定住を希望する者以外に売却若しくは賃貸し、又は所有者等若しくは所有者等の3親等以内の親族が居住したとき。
- （2） 空き家改修事業において、交付決定を受けた日から3年以内に補助事業者が転居、転出等の理由により、補助金の交付を受けた住宅に居住しなくなったとき又は他人に売却若しくは貸与したとき。ただし、補助事業者の責めによらない理由がある場合は、この限りでない。

(3) その他市長が適当でないとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費	補助率
空き家活用事業	家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内。 ただし、10万円を限度とする。
空き家改修事業	次に掲げる改修工事に要する経費。ただし、工事費が20万円以上のものに限る。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事 (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事	補助対象経費の2分の1以内。 ただし、40万円を限度とする。